保 護 者　殿

西原町立西原東小学校
校　長　甲斐　崇
（公印省略）

インフルエンザの取り扱いについて

インフルエンザの出席停止期間は、学校保健安全法施行規則により「発症したあと５日を経過し、かつ解熱後２日を経過するまで」と定められています。（発症後最低５日間は出席停止となります。）

この期間を経過し、かつ健康状態が良好であれば、下記の『回復届出書』を保護者で記入し、登校時に持たせてくださいますようお願い致します。

※　病院の診断書は必要ありません。

回 復 届 出 書

学 校 長　殿

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日に（病院名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を受診し、インフルエンザ（ A型 ・ B型 ）の診断を受けました。下記のように熱が推移し、発症した後５日を経過し、かつ解熱後２日を経過しましたので、登校させます。

	月　日	測定時間および体温	測定時間および体温
発症日(０日目)	月　日（　）	午前　時　分　度	午後　時　分　度
発症後(１日目)	月　日（　）	午前　時　分　度	午後　時　分　度
発症後(２日目)	月　日（　）	午前　時　分　度	午後　時　分　度
発症後(３日目)	月　日（　）	午前　時　分　度	午後　時　分　度
発症後(４日目)	月　日（　）	午前　時　分　度	午後　時　分　度
発症後(５日目)	月　日（　）	午前　時　分　度	午後　時　分　度
発症後(６日目)	月　日（　）	午前　時　分　度	午後　時　分　度
発症後(７日目)	月　日（　）	午前　時　分　度	午後　時　分　度

※　３日目までに熱が下がらなければ出席停止期間は延びていきます。（裏面参照）

令和　　年　　月　　日

児 童 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　年　組）

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

インフルエンザ		発症日(0日目)	発症した後5日					発症した後5日を経過した後		
			1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
事例①	発症後1日目に解熱した場合	発熱	**解熱**	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	**登校**		
事例②	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	**解熱**	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	**登校**		
事例③	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	**解熱**	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	**登校**		
事例④	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	**解熱**	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	**登校**	
事例⑤	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	**解熱**	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	**登校**

平成24年４月１日付けで学校保健安全法施行規則が改正になり、インフルエンザの出席停止期間が『解熱後２日を経過するまで』から『発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあっては、３日）を経過するまで』に変わりました。

発症した日は０日目となりますので、<u>発症した日の翌日から数えて最低でも５日間の出席停止が必要</u>となります。発症後３日目までに解熱しなければ、その後は、解熱した日によって出席停止期間が延期されていきます。

保護者のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※　出席停止期間中は、医師の指示を守り、家庭で安静に過ごしましょう。